議案第50号

平成30年度福岡市高速鉄道事業会計予算案

(総 則)

第1条 平成30年度高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 車 両 数 212両

2. 年間走行キロメートル 18,725,479キロメートル

3. 年間輸送人員 167,681,000人

4. 一日平均輸送人員 459,400人

5. 主要な建設改良事業

(1) 七隈線延伸事業 事業費 6,603,000 千円

(2) 営業線改良事業 事業費 4,028,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	ζ			入	
第1款	髙 速	鉄道	事	業 収	益		39,320,580千円
第1項	営	業		収	益		32,867,459千円
第2項	営	業	外	収	益		6,453,021 千円
第3項	特	別		利	益		100千円
		支	Ė			出	
第1款	高 速	鉄 道	事	業費	用		32,528,608千円
第1項							
为工内	営	業		費	用		27,443,423千円
第2項	営営		外	費 費	用用		27,443,423千円 5,044,759千円
	, -						
第2項	営	業別		費	用		5,044,759千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,017,082千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

			収				入
第1款	資	本	的		収.	入	28,087,553千円
第1項	企		美	É		債	14,346,000千円
第2項	出		貧	Ť		金	2,110,000千円
第3項	補		B	h		金	6,429,641 千円
第4項	借		7	Ç		金	5,000,000千円
第5項	雑		Ц	Z		入	201,912千円
							,
•			支				出
第1款	資	本	的		支	出	39,104,635千円
第1項	建	設	Ę	攵	良	費	10,653,277千円
第2項	企	業	債	償	還	金	23,451,358千円
第3項	借	入	金	返	還	金	5,000,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

	事		•		項		期		間		限	度	額	
営	業	線	修	繕	事	業	平 成	31	年	度		;	1 64,000	円
七	隈	線	延	伸	事	業	平成3				平成31年周	度以降	9,520,000	
営	業	線	改	良	事	業	平成3平成3				平成31年原	度以降	2,620,000	

(企 業 債) 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
-	千円		%	
		証書借入又は証	9.0以内	起債年度の翌年
字 本 w X		券発行の方法によ		度から据置期間を
高速鉄道	5,116,000	り政府、銀行その	ただし、利率	含め、40年以内に
事業費		他から借り入れる。	見直し方式で借	元利金又は元金を
		起債時期は平成	り入れる政府資	均等に償還し、証券
		30年度とする。	金及び地方公共	発行の細目は市長
		ただし、工事又	団体金融機構資	の定めるところに
	528,000	は市財政の都合に	金について、利	よるものとする。
 高 速 鉄 道		より起債額の全部	率の見直しを	ただし、償還方法
事業特例債		又は一部を翌年度	行った後におい	については融資条
3. No 13 N3 B4		以降に繰り越して	ては、当該見直	件により変更する
		発行又は借り入れ	し後の利率とす	ことができる。
		ることができる。	る。	なお、市財政の都
		,		合により据置期間
				及び償還期限を短
次十串亚维ル基	1 050 000		-	縮し、若しくは繰上
資本費平準化債	1,878,000			償還又は借換えす
				ることができる。
-		-		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、50,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 高速鉄道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,741,121 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、150,000千円と定める。

平成30年2月23日提出

福岡市長 髙 島 宗一郎